

創刊号

ワイワイスポーツ通信



ワイワイスポーツクラブ設立に寄せて



設立準備委員会 会長 中井 歌子

向日市で初の総合型地域スポーツクラブである「ワイワイスポーツクラブ」が多くの方々や団体のお力添えで3月19日に誕生します。

「もっと身近で気軽にスポーツできるように」、「子ども達が外で元気に遊んでたくましくなってほしい」、「スポーツを通して元気あふれる地域にしたい」そんな思いが私たちの出発点であります。

このクラブは会員の皆さんのご支援や意見交換等により、成長発展していくものであります。このクラブを「マイクラブ」として可愛がっていただければと思います。

5年後、10年後も多くの子ども達や市民の方の“わいわい”という歓声がグラウンドや体育館にひびきわたり、スポーツの後も楽しく爽やかな会話が弾み、ワイワイスポーツクラブが元気な地域・人づくりにつながっていくことを願っています。

ウキウキ
ワクワク

さあ！“ワイスポ”的
スタート！！

この4本柱が“ワイワイスポーツクラブ”的コンセプトです！

★多種目のスポーツが楽しめる★

クラブ・ネット

★多世代の人たちと楽しめる★

★会費による自主運営★

★手軽に気軽にスポーツを★

会員の皆さんを作り上げていく、みんなのクラブです。



ワイワイスポーツクラブ規約抜粋

第2章 会員

(入会資格)

第5条 本クラブに入会する者は、次の要件を備えていなければならぬ。

(1) 原則として、向日市内に在住・在学・在勤し、クラブの目的に賛同する者であること。

(2) 医師から運動制限または禁止の診断を受けていない健常な者であること。

(3) 本クラブの定める諸規定を遵守する者であること。

(会員資格の喪失)

第6条 会員の資格は、脱退、除名、死亡によって喪失する。

2 会員が脱会しようとする場合は、書面をもって会長に届け出るものとする。

(入会手続き)

第8条 本クラブに入会を希望する者は所定の手続きに従い申し込み、本クラブが定める会費を納入するものとする。また、入会後入会申し込み時の記載事項に変更が生じた場合には、速やかに届け出なければならない。

(会費の不返還)

第10条 一旦納入された会費は返還しない。

第6章 事故の責任

(事故の責任)

第22条 会員は本クラブの活動に際しては、クラブの諸規定および施設管理者ならびに指導者の指示に従い、自己の責任において行動するものとする。これに違反して盗難、傷害等の事故が起きた場合、本クラブおよび指導者等に対し、一切の損害賠償を請求しないものとする。

(保険の加入)

第23条 会員はスポーツ安全保険に加入しなければならない。本クラブは、その活動中の傷害については、スポーツ安全保険の対象範囲内でのみ対応するものとする。未加入者の活動中の事故については、クラブは一切の責任を負わない。